

第4節 計画の対象区域・構成・期間

(1) 計画の対象区域

計画の区域は、大豊町、本山町、土佐町、大川村の4町村とします。

(2) 計画の構成

この計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

①基本構想

基本構想は、嶺北地域の将来像と、この実現に向けた施策の大綱を示すものです。

②基本計画

基本計画は、基本構想に基づき嶺北の総合的かつ一体的な整備を図るための施策の体系を定めたもので、県、町村、嶺北広域行政事務組合が実施する広域事業に関する計画及び行政と住民が一体となった広域的な取り組みの指針を定めたものです。

③実施計画

実施計画は基本計画に基づく広域事業を実施するための年次計画を定めたものです。

(3) 計画の期間

この計画の計画期間は、次のとおりとします。

①基本構想

基本構想は、平成17年度を初年度とし、平成26年度までの10年間を目標とします。

②基本計画

基本計画は、前期（5年間）と後期（5年間）とします。

基本計画（前期）は、平成17年度を初年度とし、平成21年度までの5年間とします。

基本計画（後期）は、平成22年度を初年度とし、平成26年度までの5年間とします。

③実施計画

実施計画は、平成17年度から平成19年度までの3ケ年とし、毎年度向こう3年間の計画のローリング方式により作成するものとします。